

## 外国人採用・雇用マニュアル

### はじめに

企業活動のグローバル化が進む中、外国人労働者を戦力として雇用する企業が増えています。一方「短期滞在」などの就労が認められない在留資格で滞在している外国人（不法就労者）や在留期間を超えている外国人（不法滞在者）を雇うなどして不法就労助長罪で罰せられる企業も出ています。

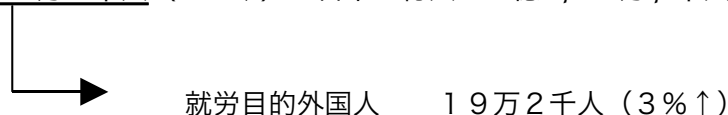
また、外国人を採用したが就労可能な在留資格を取得できずに雇用を断念するケースもあります。

以下、企業コンプライアンスの観点から外国人労働者を雇用する際のポイントを述べたいと思います。

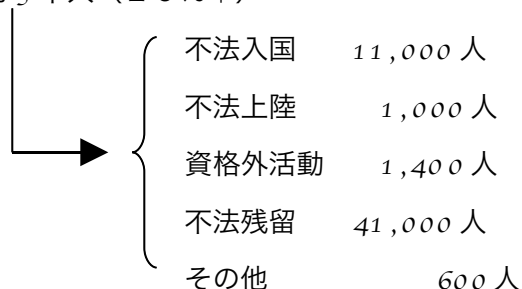
### I. 基礎編～外国人雇用で知っておくべきこと

予備知識～数字でみる外国人（数字は平成16年度、カッコ内数字は前年比）

- 外国人登録者数 197万3千人（3%↑）※日本の総人口1億2768万7千人の1.5%



- 入管法違反事件 5万5千人（20%↑）



#### 1. 在留資格（ざいりゅうしかく）

日本に入国し在留する外国人は、「在留資格」をもって在留することが原則です。

「在留資格」とは、外国人が日本に滞在する間、一定の活動を行うことができる資格あるいは外国人が一定の身分または地位に基づいて日本に在留して活動することができる入管法上の法的資格です。すなわち、外国人はこの法的資格に基づいて日本に在留し、日本で活動することができるわけです。

この在留資格は、27種類あります。

このように、在留資格は、外国人に許される在留活動または在留中の身分・地位を法律（「出入国管理及び難民認定法」以下「入管法」といいます。）にあらかじめ定め明示するものですから、このことは視点を変えていえば、外国人はこの27種類の在留資格のどれかに該当しなければ日本に上陸し在留することができないということになります。27種類の在留資格で定められた活動以外の活動、たとえば、特に技術を要しない労働（単純労働）や未熟練労働を行うことを目的として上陸・在留することは原則と

してできないわけです。

27種類の在留資格を就労の可否に着目すると次の3種類に分けられます。

A 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格17種類

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、特定活動

就労可能な資格で比較的多い在留資格は「技術」と「人文知識・国際業務」の2種類です。

- ・「技術」・・・情報工学（システムエンジニア、プログラマー等）の技術・知識を必要とする 専門職、機械工学等の専門技術・知識を要する業務従事者等  
なお、「オペレーター」は単純労働とみなされて認められない場合がある。
- ・「人文知識・国際業務」・・・トレーダー、語学学校教師、デザイナー、通訳者、翻訳者等

B 原則として就労が認められない在留資格 6種類

文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在

※文化活動、留学、就学、家族滞在は、資格外活動の許可を得れば、アルバイト的な活動は可能。

C 就労活動に制限がない在留資格4種類

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

## 2. 外国人登録（がいこくじんとうろく）

90日を越えて日本に滞在しようとする外国人は上陸した日から90日以内に居住地の市区町村長に対し、外国人登録申請書を提出して外国人登録を行わなければなりません。

登録が完了すると、市区町村の長から「外国人登録証明書」が交付されます。外国人登録証明書を交付されている16歳以上の外国人が外出する際には、外国人登録証明書を常に携帯しなければなりません。

MEMO

## II. 実践編 ～具体的なチェックポイント

### ケース1. 海外に居る外国人を採用するときの注意点

- ① 招へいしようとする外国人（以下「当該外国人」という。）の職務内容が就労可能ないずれかの在留 資格の活動に該当しているか確認する。（資格該当性）
- ② 当該外国人の学歴、職歴等が①で該当した在留資格の基準（「基準省令」）を満たしているか履歴書等で確認する。
- ③ 入国までの流れ  
「在留資格認定証明書交付申請」を入国管理局に申請してから「在留資格認定証明書」【別紙P5参照】が交付されるまで概ね2週間から2ヶ月かかります。余裕をもった採用計画を心がけましょう。

### ケース2. 既に日本国内に在留している外国人を採用するときの注意点

「旅券（パスポート）」と「外国人登録証明書」で次のことを必ず確認する。

- 職務内容が当該外国人に既に許可されている在留資格の活動の範囲内であるか。  
→範囲内の場合：在留期限内において就労可能です。偽造旅券などのおそれもあるので「就労資格証明書」を提出してもらうことをお勧めします。
- 範囲外の場合：入国管理局に対して「在留資格変更許可」を申請し許可が下りるまで就労させてはならない。不許可の場合は採用を中止すること。

**【重要！】**在留資格「留学」の者に対して内定を出した場合は、「留学」が就労不可の資格のため「人文知識・国際業務」、「技術」等の就労可能な資格に変更しなければ就労させることは不可。

- 在留期間が過ぎていないか。（不法残留者に該当していないか。）

**【重要！】**会社は「旅券（パスポート）」と「外国人登録証明書（表・裏の両面）」の写しは保管しておくこと。

但し、「旅券（パスポート）」と「外国人登録証明書」の原本を預かってはならない。

### ケース3. 「留学生」・「就学生」をアルバイトとして雇用する際の注意点

留学生・就学生は法務大臣の「資格外活動許可」を受けた場合に限りアルバイトを行うことができ

ます。雇う際は、資格外活動許可を受けていれば、「資格外活動許可書」が交付されているので原本を確認の上写しを保管すること。

◎留学生・就学生のアルバイト可能時間一覧表

		1週間のアルバイト時間	教育機関の長期休業中の1日のアルバイト時間
留 学 生	大学等の正規生	28時間以内	8時間以内
	大学等の聴講生・研究生	14時間以内	
	専門学校等の学生	28時間以内	
就 学 生		1日につき4時間以内	

### Ⅲ. 不法就労（ふほうしゅうろう）～雇用主も罰せられます。

#### 1. 不法就労とは

- ① 日本に不法に入国したり、在留期間を超えて不法に残留したりするなどして、正規の在留資格を持たない外国人が行う収入を伴う活動。
- ② 正規の在留資格を持っている外国人でも、資格外活動許可を受けずに、その許可の範囲を超えて行う収入を伴う就労活動。

資格外活動は、本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可されるものであり、また、風俗営業や性風俗関連特殊営業に従事することは許可されません。

#### 2. 不法就労外国人を雇用した雇用主への罰則

入管法には「不法就労助長罪」が定められている。

不法就労助長罪は、

- ① 事業活動に関し、外国人を雇用するなどして不法就労活動をさせる行為
- ② 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為
- ③ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は②の行為に関しあつせんする行為

以上①～③を処罰の対象とし、これらに該当した者については3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められている。

お問合せは下記までお願いします。

【連絡先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-2-2 虎ノ門30森ビル3階

電 話 03-5733-3177 (代表)

\*法律事務所の代表電話です。「行政書士竹内」をご指名下さい。

F A X 03-5733-3178

メー ル [takeuyuta@vs.miinet.jp](mailto:takeuyuta@vs.miinet.jp)

ホームページ <http://www.t-yutaka.com/helpdesk/>

外国人スペシャリスト雇用ヘルプデスク

行政書士 竹 内 豊

行政書士 竹 内 豊 略歴

1965年 東京都生まれ

1989年 中央大学法学部卒

2001年 港区虎ノ門にて行政書士開業

登録番号 01081986号

申請取次行政書士 登録番号 132002200046

主要入国管理業務

以下の申請に関する相談、書類作成、入管へ申請書類の提出代行等

①在留資格認定証明書交付申請書

海外にいる外国人を招へいする場合の手続

②在留資格変更許可申請書

在留資格「留学」等の在留資格の者を就労可能な在留資格に変更するための手続

③在留期間更新許可申請書

④再入国許可申請書